

アプリによる口座開設の普通預金に係る特約

1. (概要)

- (1) この特約は「しんきん口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という）から開設した青木信用金庫（以下「当金庫」という）の普通預金口座（以下「本口座」という）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人・法人用）」（以下「普通預金規定」という）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。

2. (預金契約の成立)

口座開設アプリから申込みにより開設された本口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した本口座を解約できるものとします。

3. (この特約の変更等)

この特約の各条項は、諸般に状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

4. (口座開設)

- (1) 本口座は、通帳を発行いたしません。
本口座の取引明細等は、個人インターネットバンキングを利用してお客さま自身が確認することとし、定期的なお取引明細は発行いたしません。
- (2) 本口座は、総合口座、投資信託等の取引口座として利用できません。また、無利息型、マル優利用による口座開設もできません。

5. (預金の預入れ、払戻し等)

- (1) お客さまは、当金庫本支店および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。）により、キャッシュカードにて現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。
- (2) 本口座は、原則として当金庫本支店の窓口での預入れ、払戻しを行うことはできません。ただし、第7条の本口座の解約時は除きます。

6. (喪失の届出)

お届け印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当金庫へ連絡するとともに、当金庫所定の手続きを行うものとします。お届け印、キャッシュカード等の紛失を当金庫へ連絡する以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (解約等)

- ① 本口座の解約は、キャッシュカードおよび届出の印章を持参のうえ、当金庫所定の解約票に記名押印し、取引店の窓口に出してください。
- ② 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- ③ 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

8. (免責事項)

次の事由により本口座のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- ① 当金庫所定の本人確認手續きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
- ② 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等止むを得ない事由があった場合
- ③ 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合
- ④ 申込書類等に使用された印影と届出の印章とを相当の注意を払って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類について偽造、変造、その他の事故等があった場合
- ⑤ お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

9. (取引種類・内容の変更)

当金庫の都合により、本口座で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当金庫ホームページにて告知するものとします。

10. (特約の変更)

当金庫は、本特約の内容を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当金庫ホームページにて変更後の規定を告知するものとします。規定の変更日以降は変更後の内容に従い、取扱うものとします。

以上